



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成29年9月1日金曜日 第2905号

## ◇ 目 次 ◇

施術機関の指定.....	(保健福祉課) ...	615
指定医療機関の変更.....	( " ) ...	615
指定医療機関の廃止の届出.....	( " ) ...	615
介護機関(居宅介護事業者)の指定.....	( " ) ...	616
介護機関(介護予防事業者)の指定.....	( " ) ...	616
知事指定薬物の指定.....	(薬務衛生課) ...	616
農用地利用配分計画の認可申請.....	(農政課農地・担い手対策室) ...	616
県営土地改良事業の事業計画書の縦覧.....	(農地整備課) ...	617
解除予定保安林にする旨の通知(2件).....	(森林整備課) ...	617
保安林の指定.....	( " ) ...	617
保安林の皆伐面積の限度の公表.....	( " ) ...	617
加入区の設定(漁獲共済)の一部改正.....	(漁政課) ...	619
公聴会の開催(4件).....	(都市計画課) ...	620
指定居宅サービス事業者の指定.....	(東予地方局地域福祉課) ...	621
指定居宅介護支援事業者の指定.....	( " ) ...	621
指定介護予防サービス事業者の指定(2件).....	( " ) ...	622
土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....	(東予地方局農村整備課) ...	622
開発行為に関する工事の完了.....	(中予地方局建築指導課) ...	622
道路の区域変更(県道美川川内線).....	(中予地方局久万高原土木事務所) ...	622
道路の供用開始( " ).....	( " ) ...	623
土地改良区役員の就退任の届出.....	(南予地方局農村整備課) ...	623
道路の区域変更(県道小田河辺大洲線).....	(南予地方局大洲土木事務所) ...	623
道路の区域変更(一般国道378号).....	(南予地方局西予土木事務所) ...	624
道路の供用開始( " ).....	( " ) ...	624
<b>公 告</b>		
技能検定の実施(後期).....	(労政雇用課) ...	624
<b>公安委員会規則</b>		
公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則.....	(警察本部広報県民課) ...	625

## 告 示

### ○愛媛県告示第972号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定により、  
施術機関を次のように指定した。

平成29年9月1日

愛媛県知事 中村時広

施 術 機 関	施 術 所	指 定
氏 名	名 称	年 月 日
横 山 尚 登	よこやま整骨院 今治市大西町脇甲549-3	平成29年 6月22日

### ○愛媛県告示第973号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関の名称が、次のように変更された。

平成29年9月1日

## 愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更年月日
(変更後) 十全ユリノキ病院	新居浜市角野新田町1-1-28	平成29年6月30日
(変更前) 十全第二病院		

### ○愛媛県告示第974号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成29年9月1日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
藤 堂 歯 科 医 院	西予市宇和町卯之町五丁目300	平成29年5月27日

○愛媛県告示第975号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成29年9月1日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
医療法人 健康会	四国中央市上分町732番地1	石川クリニック	四国中央市上分町732番地1	平成29年6月1日
石川 淳郎	大洲市若宮483	石川内科	大洲市若宮483	平成29年6月1日
有限会社尾上調剤	大洲市東大洲74番地3	くれよん薬局	大洲市東大洲74番地3	平成29年7月1日
医療法人社団 栗整形外科病院	四国中央市中之庄町398番地1	くりせいけい	四国中央市三島金子一丁目4番31号	平成29年7月14日

○愛媛県告示第976号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

平成29年9月1日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
医療法人 健康会	四国中央市上分町732番地1	石川クリニック	四国中央市上分町732番地1	平成29年6月1日
石川 淳郎	大洲市若宮483	石川内科	大洲市若宮483	平成29年6月1日
株式会社暖暖	大洲市菅田町菅田甲934番地	デイサービス花	大洲市菅田町菅田甲934番地	平成29年6月1日
有限会社尾上調剤	大洲市東大洲74番地3	くれよん薬局	大洲市東大洲74番地3	平成29年7月1日
医療法人社団 栗整形外科病院	四国中央市中之庄町398番地1	くりせいけい	四国中央市三島金子一丁目4番31号	平成29年7月14日

○愛媛県告示第977号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年愛媛県条例第53号）第11条第1項の規定に基づき、次の薬物を知事指定薬物として指定する。

平成29年9月1日

愛媛県知事 中村時広

1 薬物の名称

- (1) 1 - (5 - フルオロペンチル) - N - フェニル - 1 H - インドル - 3 - カルボキサミド（通称名LTI 701）及びその塩類
- (2) 2 - (2 - フルオロフェニル) - 2 - (メチルアミノ) シクロヘキサン - 1 - オン（通称名2 Fluorodeschloroketamine、2 FDCK）及びその塩類
- (3) 3 - エチル - 2 - (3 - フルオロフェニル) モルフォリン（通称名3 F Phenetrazine、3 FPE）及びその塩類

- (4) 前各号に掲げる物を含有する物

2 指定の理由

条例第2条第7号の薬物のうち、県の区域内において濫用されるおそれがあると認めるため。

3 効力発生の日

平成29年9月2日

○愛媛県告示第978号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から農用地利用配分計画の認可申請があった。

当該農用地利用配分計画は、愛媛県農林水産部農政企画局農政課農地・担い手対策室において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成29年9月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所在及び地番	面積 (㎡)
西宇和農業協同組合	愛媛県八幡浜市江戸岡一丁目12番10号	愛媛県八幡浜市六井2番耕地463番ほか6筆	6,592

2 申請年月日

平成29年 8月15日

○愛媛県告示第979号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、伊方町釜木、平磯、明神、二名津、松、名取、井野浦、大佐田、佐田、高浦、三崎、与侈、串、正野地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成29年 9月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・三崎地区）計画書の写し

2 縦覧期間

平成29年 9月 4日から10月 2日まで

3 縦覧場所

伊方町役場本庁及び三崎総合支所

○愛媛県告示第980号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成29年 9月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 解除予定保安林の所在場所

伊予市双海町上灘字後口山丁248、丁249の3から丁249の6まで、丁252の3

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

○愛媛県告示第981号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成29年 9月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 解除予定保安林の所在場所

東温市山之内字岡乙1305の2、字竹谷乙369の15、乙369の17、乙369の18、乙369の19、乙373の3、乙382の2、乙403の6

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

一般送配電事業用地とするため

○愛媛県告示第982号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成29年 9月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 保安林の所在場所

今治市朝倉北乙24の1、乙24の10、乙24の20、乙24の30

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第983号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定による皆伐面積の限度は、次のとおりとする。

平成29年 9月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

単 位 区 域	保 安 林 の 種 類	面 積 (ヘクタール)	区 域 内 市 町
銅 山 川	水 源 かん 養 保 安 林	513.86	四国中央市（金砂町平野山、富郷町寒川山及び金砂町小川山並びに富郷町豊坂及び富郷町津根山の各一部に限る。）、四国中央市新宮町、新居浜市（別子山に限る。）
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	21.49	
金 生 川 ~ 加 茂 川	水 源 かん 養 保 安 林	354.80	新居浜市（別子山を除く。）、西条市（明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田、小松町、丹原町を除く。）、西条市小松町（石鎚（字大成、字有川及び字黒河並びに字諏訪、字戸石及び字横峰の各一部に限る。）に限る。）、四国中央市（金砂町平野山、富郷町寒川山及び金砂町小川山並びに富郷町豊坂及び富郷町津根山の各一部を除く。）、四国中央市土居町
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	790.02	

中山川	水源かん養保安林	208.97	西条市（明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田に限る。）、西条市小松町（石鎚（字大成、字有川及び字黒河並びに字諏訪、字戸石及び字横峰の各一部を除く。）を除く。）、西条市丹原町（関屋及び田滝の各一部を除く。）、東温市（滑川及び明河並びに河之内の一部に限る。）
	土砂流出防備保安林	273.37	
今治地区	水源かん養保安林	59.44	今治市（吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町、関前大下、関前岡村、関前小大下を除く。）、松山市（安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原に限る。）
	土砂流出防備保安林	377.46	
重信川	水源かん養保安林	264.95	松山市（安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原、中島栗井、宇和間、中島大浦、小浜、上怒和、熊田、神浦、津和地、長師、饒、野忽那、畑里、二神、宮野、睦月、元怒和、吉木を除く。）、伊予市（中山町、双海町を除く。）、西条市丹原町（関屋及び田滝の各一部に限る。）、東温市（滑川及び明河並びに河之内の一部を除く。）、伊予郡砥部町（満穂、玉谷、中野川、高市、総津、多居谷、仙波を除く。）
	土砂流出防備保安林	619.42	
小田川	水源かん養保安林	21.64	喜多郡内子町（本川、上川、立石、南山、寺村、小田、日野川、大平、吉野川、中田渡、上田渡、白杵、中川（一部を除く。）に限る。）、伊予郡砥部町（満穂、玉谷、中野川、高市、総津、多居谷、仙波に限る。）、伊予市中山町、双海町
	土砂流出防備保安林	74.78	
肱川	水源かん養保安林	810.56	大洲市、喜多郡内子町（本川、上川、立石、南山、寺村、小田、日野川、大平、吉野川、中田渡、上田渡、白杵、中川を除く。）、西予市宇和町（郷内、西山田及び山田の各一部を除く。）、野村町（大野ヶ原の一部を除く。）、城川町
	土砂流出防備保安林	100.21	
八幡浜地区	水源かん養保安林	14.52	八幡浜市、西宇和郡伊方町、西予市三瓶町、明浜町、宇和町（郷内、西山田及び山田の各一部に限る。）
	土砂流出防備保安林	57.94	
宇和島地区	水源かん養保安林	558.38	宇和島市（三間町及び野川の一部を除く。）、南宇和郡愛南町
	土砂流出防備保安林	118.36	
吉海宮窪地区	土砂流出防備保安林	18.08	今治市吉海町、宮窪町
伯方地区	土砂流出防備保安林	19.84	今治市伯方町
弓削地区	土砂流出防備保安林	3.10	越智郡上島町（生名、岩城、魚島を除く。）
上浦大三島地区	土砂流出防備保安林	39.20	今治市上浦町、大三島町
中島地区	土砂流出防備保安林	2.43	松山市（中島栗井、宇和間、中島大浦、小浜、上怒和、熊田、神浦、津和地、長師、饒、野忽那、畑里、二神、宮野、睦月、元怒和、吉木に限る。）
四万十川	水源かん養保安林	538.60	宇和島市（三間町及び野川の一部に限る。）、北宇和郡鬼北町、松野町
	土砂流出防備保安林	42.76	
仁淀川上流	水源かん養保安林	869.58	上浮穴郡久万高原町、喜多郡内子町（中川の一部に限る。）、西予市野村町（大野ヶ原の一部に限る。）
	土砂流出防備保安林	49.59	
東予	干害防備保安林	19.10	四国中央市（上柏町、下柏町、村松町、三島朝日一丁目、三島朝日二丁目、三島朝日三丁目、三島紙屋町、三島宮川一丁目、三島宮川二丁目、三島宮川三丁目、三島宮川四丁目、三島中央一丁目、三島中央二丁目、三島中央三丁目、三島中央四丁目、三島中央五丁目、三島金子一丁目、三島金子二丁目、三島金子三丁目、中曾根町、中之庄町、具定町、寒川町、豊岡町大町、豊岡町豊田、豊岡町長田、豊岡町五良野、豊岡町岡銅、富郷町寒川山、富郷町豊坂、富郷町津根山、金砂町小川山、金砂町平野山に限る。）、新居浜市、西条市（明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田、丹原町に限る。）
中予	干害防備保安林	4.14	松山市（安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原に限る。）
南予	干害防備保安林	19.27	八幡浜市、北宇和郡鬼北町、南宇和郡愛南町（正木、増田、小山、中川、広見、満倉、上大道、一本松に限る。）

東 予	保 健 保 安 林	17.93	新居浜市、西条市（明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田、丹原町を除く。）
今 治 地 区	保 健 保 安 林	29.34	松山市（安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原、中島粟井、宇和間、中島大浦、小浜、上怒和、熊田、神浦、津和地、長師、饒、野忽那、畑里、二神、宮野、睦月、元怒和、吉木を除く。）
中 予	保 健 保 安 林	13.01	松山市（安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原、中島粟井、宇和間、中島大浦、小浜、上怒和、熊田、神浦、津和地、長師、饒、野忽那、畑里、二神、宮野、睦月、元怒和、吉木を除く。）
八 幡 浜 ~ 肱 川	保 健 保 安 林	21.10	八幡浜市保内町、西予市三瓶町、野村町、城川町
宇 和 島 ~ 四 万 十 川	保 健 保 安 林	3.78	宇和島市（吉田町、三間町、津島町を除く。）
弓 削 地 区	保 健 保 安 林	3.10	越智郡上島町（生名、岩城、魚島を除く。）

注 銅山川、金生川～加茂川、中山川、今治地区、重信川、仁淀川上流、肱川、宇和島地区及び四万十川には、国有林を含む。

○愛媛県告示第984号

加入区の設定（漁獲共済）（平成14年12月愛媛県告示第2013号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成29年 9月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
区 域	区 分	区 域	区 分
1～24 省略		1～24 省略	
25 伊予区域（伊予漁業協同組合の地区）	(1) <u>主として底引き網を使用し</u> <u>て営む漁業</u> (2) <u>主として船引き網を使用し</u> <u>て営む漁業</u> (3) (1)及び(2)に掲げる漁業以外 <u>の漁業</u>	25 伊予区域（伊予漁業協同組合の地区）	<u>法第104条第2号に掲げる漁業</u>
26～43 省略		26～43 省略	
44 西海町区域（愛南漁業協同組合の地区のうち、旧西海町漁業協同組合の地区）	(1) 省略 (2) <u>主として一本釣りを営む漁業</u> （(3)に掲げる漁業を除く。） (3) 省略 (4) <u>主として籠を使用して営む漁業</u> (5) 省略 (6) (1)から(5)までに掲げる漁業 以外の漁業	44 西海町区域（愛南漁業協同組合の地区のうち、旧西海町漁業協同組合の地区）	(1) 省略  (2) 省略  (3) 省略 (4) (1)から(3)までに掲げる漁業 以外の漁業
45 福浦区域（愛南漁業協同組合の地区のうち、旧	(1) <u>主として一本釣りを営む漁業</u>	45 福浦区域（愛南漁業協同組合の地区のうち、旧	<u>小型定置漁業</u>

福浦漁業協同組合の地区)	(2) 主として籠を使用して営む
	漁業
	(3) 小型定置漁業
	(4) (1)から(3)までに掲げる漁業以外の漁業

福浦漁業協同組合の地区)
--------------

○愛媛県告示第985号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条及び愛媛県都市計画公聴会規則（昭和45年愛媛県規則第1号）第2条の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成29年9月1日

愛媛県知事 中村時広

- 1 日時 平成29年9月27日（水）13時00分から
- 2 場所 宇和島市役所6階602会議室
- 3 公聴会の案件及びその概要
  - (1) 案件
 

宇和島都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更案について
  - (2) 案件の概要
 

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）は、都市計画区域全体を対象とし、愛媛県が広域的な見地から、長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けた道筋を明らかにするため、都市計画の基本的な方針を定めるものである。
- 4 公述の申出等
  - (1) 公述の申出
 

公聴会に出席して意見を述べようとする者（当該都市計画区域内市町に在住の人ならびに利害関係者に限る）は、意見の要旨及びその理由並びに住所氏名を記載した書面を知事に提出すること。
  - (2) 申出の期限
 

平成29年9月22日（金）まで

なお、申出の期限までに公述の申出がない場合は、公聴会の開催を中止する。
  - (3) 問合せ先
 

〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
愛媛県土木部道路都市局都市計画課都市計画グループ  
（電話 089 - 912 - 2738）

○愛媛県告示第986号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条及び愛媛県都市計画公聴会規則（昭和45年愛媛県規則第1号）第2条の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成29年9月1日

愛媛県知事 中村時広

- 1 日時 平成29年9月19日（火）15時00分から
- 2 場所 大洲市総合福祉センター多目的ホール
- 3 公聴会の案件及びその概要
  - (1) 案件
 

大洲都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」

の変更案について

- (2) 案件の概要
 

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）は、都市計画区域全体を対象とし、愛媛県が広域的な見地から、長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けた道筋を明らかにするため、都市計画の基本的な方針を定めるものである。
- 4 公述の申出等
  - (1) 公述の申出
 

公聴会に出席して意見を述べようとする者（当該都市計画区域内市町に在住の人ならびに利害関係者に限る）は、意見の要旨及びその理由並びに住所氏名を記載した書面を知事に提出すること。
  - (2) 申出の期限
 

平成29年9月14日（木）まで

なお、申出の期限までに公述の申出がない場合は、公聴会の開催を中止する。
  - (3) 問合せ先
 

〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
愛媛県土木部道路都市局都市計画課都市計画グループ  
（電話 089 - 912 - 2738）

○愛媛県告示第987号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条及び愛媛県都市計画公聴会規則（昭和45年愛媛県規則第1号）第2条の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成29年9月1日

愛媛県知事 中村時広

- 1 日時 平成29年9月26日（火）15時00分から
- 2 場所 鬼北町近永公民館1階研修室
- 3 公聴会の案件及びその概要
  - (1) 案件
 

広見都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更案について
  - (2) 案件の概要
 

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）は、都市計画区域全体を対象とし、愛媛県が広域的な見地から、長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けた道筋を明らかにするため、都市計画の基本的な方針を定めるものである。
- 4 公述の申出等
  - (1) 公述の申出
 

公聴会に出席して意見を述べようとする者（当該都市計画区域内市町に在住の人ならびに利害関係者に限る）は、意見の要旨及びその理由並びに住所氏名を記載した書面を知事に提出す

ること。

(2) 申出の期限

平成29年9月21日(木)まで

なお、申出の期限までに公述の申出がない場合は、公聴会の開催を中止する。

(3) 問合せ先

〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
愛媛県土木部道路都市局都市計画課都市計画グループ  
(電話 089 - 912 - 2738)

○愛媛県告示第988号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条及び愛媛県都市計画公聴会規則(昭和45年愛媛県規則第1号)第2条の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成29年9月1日

愛媛県知事 中村時広

- 1 日時 平成29年9月27日(水)15時30分から
- 2 場所 愛南町役場本庁2階第1会議室
- 3 公聴会の案件及びその概要

(1) 案件

愛南都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」

の変更案について

(2) 案件の概要

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)は、都市計画区域全体を対象とし、愛媛県が広域的な見地から、長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けた道筋を明らかにするため、都市計画の基本的な方針を定めるものである。

4 公述の申出等

(1) 公述の申出

公聴会に出席して意見を述べようとする者(当該都市計画区域内市町に在住の人ならびに利害関係者に限る)は、意見の要旨及びその理由並びに住所氏名を記載した書面を知事に提出すること。

(2) 申出の期限

平成29年9月22日(金)まで

なお、申出の期限までに公述の申出がない場合は、公聴会の開催を中止する。

(3) 問合せ先

〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
愛媛県土木部道路都市局都市計画課都市計画グループ  
(電話 089 - 912 - 2738)

○愛媛県告示第989号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成29年9月1日

愛媛県東予地方局長 高塚真志

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
おひさまの里合同会社	訪問介護 おひさまの里	愛媛県今治市高橋甲290番地6	平成29年7月1日	訪問介護
株式会社カインドハウス	デイサービス カインドハウス鳥生	愛媛県今治市南鳥生町二丁目3番43号	平成29年7月1日	通所介護
株式会社明生ハートケア	明生訪問看護ステーション「ひまわり」	愛媛県四国中央市金生町下分1348番地1	平成29年7月1日	訪問看護
セントケア四国株式会社	セントケアにいほま	愛媛県新居浜市星原町15番47号	平成29年7月1日	訪問入浴介護
有限会社サン電子	マーカバの輪ヘルパース	愛媛県西条市飯岡2434番地29	平成29年7月1日	訪問介護
株式会社明生ハートケア	指定訪問介護事業所「ひまわり」	愛媛県四国中央市金生町下分1330番地	平成29年7月1日	訪問介護
株式会社明生ハートケア	デイサービスほのぼの	愛媛県四国中央市金生町下分1330番地	平成29年7月1日	通所介護
株式会社明生ハートケア	デイサービスいきいき	愛媛県四国中央市金生町下分1348番地1	平成29年7月1日	通所介護

○愛媛県告示第990号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成29年9月1日

愛媛県東予地方局長 高塚真志

指定居宅介護支援事業者の名称	指定居宅介護支援事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
有限会社キャンパス	居宅介護支援事業所 さいじょう	愛媛県西条市丹原町願連寺196-6	平成29年7月1日	居宅介護支援

○愛媛県告示第991号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成29年9月1日

愛媛県東予地方局長 高塚 真志

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社明生ハートケア	明生訪問看護ステーション「ひまわり」	愛媛県四国中央市金生町下分1348番地1	平成29年7月1日	介護予防訪問看護
セントケア四国株式会社	セントケアにはま	愛媛県新居浜市星原町15番47号	平成29年7月1日	介護予防訪問入浴介護

○愛媛県告示第992号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定（同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成29年9月1日

愛媛県東予地方局長 高塚 真志

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
おひさまの里合同会社	訪問介護 おひさまの里	愛媛県今治市高橋甲290番地6	平成29年7月1日	介護予防訪問介護
株式会社カインドハウス	デイサービス カインドハウス鳥生	愛媛県今治市南鳥生町二丁目3番43号	平成29年7月1日	介護予防通所介護
株式会社明生ハートケア	指定訪問介護事業所「ひまわり」	愛媛県四国中央市金生町下分1330番地	平成29年7月1日	介護予防訪問介護
株式会社明生ハートケア	デイサービスほのぼの	愛媛県四国中央市金生町下分1330番地	平成29年7月1日	介護予防通所介護

○愛媛県告示第993号

四国中央市土居町土地改良区から計画変更認可申請のあった土地改良事業（愛媛県単独土地改良事業（農道）一本松地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成29年9月1日

愛媛県東予地方局長 高塚 真志

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 土地改良事業（愛媛県単独土地改良事業（農道）一本松地区）の変更計画書の写し
- (2) 四国中央市土居町土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成29年9月4日から10月2日まで

3 縦覧場所

四国中央市役所土居庁舎

○愛媛県告示第994号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成29年9月1日

愛媛県中予地方局長 福井 琴樹

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
29中局建（開）第23号 平成29年8月21日	伊予郡松前町大字神崎字小斎院218番5、219番、220番1、220番3	伊予市米湊834番地20 株式会社 亀岡

○愛媛県告示第995号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。



平成29年9月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	美川川内線	上浮穴郡久万高原町黒藤川2529番地先から 同町黒藤川2576番2地先まで	旧	メートル 4.8～7.1	キロメートル 0.108	
		上浮穴郡久万高原町黒藤川2517番3から 同町黒藤川2577番4まで	新	5.4～44.6	0.108	

○愛媛県告示第996号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年9月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	美川川内線	上浮穴郡久万高原町黒藤川2517番3から 同町黒藤川2577番4まで	平成29年9月1日

○愛媛県告示第997号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、城辺町城辺土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成29年9月1日

愛媛県南予地方局長 佐 伯 登志男

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	畑 田 藤志郎	南宇和郡愛南町城辺甲4801
"	面 田 芳 紀	南宇和郡愛南町城辺甲4141 - 1
"	上 田 隆 光	南宇和郡愛南町城辺甲3920
"	西 本 繁 夫	南宇和郡愛南町城辺甲3724
"	清 家 万茂留	南宇和郡愛南町城辺甲2844
"	山 上 栄	南宇和郡愛南町城辺甲2608
"	田 口 弘 司	南宇和郡愛南町城辺甲2411 - 2
"	松 下 健 三	南宇和郡愛南町城辺甲2172
"	光 村 禮 伸	南宇和郡愛南町城辺甲2353
"	中 田 敏 治	南宇和郡愛南町城辺甲597
"	平 田 貢	南宇和郡愛南町城辺甲616
"	富 岡 盛 市	南宇和郡愛南町城辺乙412
"	岡 田 敏 弘	南宇和郡愛南町増田2619
監 事	松 岡 國 男	南宇和郡愛南町城辺甲4367

"	清 家 久 雄	南宇和郡愛南町城辺甲2606
"	廣 瀬 章	南宇和郡愛南町城辺乙284

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	畑 田 藤志郎	南宇和郡愛南町城辺甲4801
"	面 田 芳 紀	南宇和郡愛南町城辺甲4141 - 1
"	上 田 隆 光	南宇和郡愛南町城辺甲3920
"	西 本 繁 夫	南宇和郡愛南町城辺甲3724
"	清 家 敏 夫	南宇和郡愛南町城辺甲2626
"	山 上 栄	南宇和郡愛南町城辺甲2608
"	田 口 弘 司	南宇和郡愛南町城辺甲2411 - 2
"	松 下 健 三	南宇和郡愛南町城辺甲2172
"	山 本 峰 雄	南宇和郡愛南町城辺甲364
"	中 田 敏 治	南宇和郡愛南町城辺甲597
"	平 田 貢	南宇和郡愛南町城辺甲616
"	富 岡 盛 市	南宇和郡愛南町城辺乙412
"	岡 田 敏 弘	南宇和郡愛南町増田2619
監 事	松 岡 國 男	南宇和郡愛南町城辺甲4367
"	清 家 久 雄	南宇和郡愛南町城辺甲2606
"	廣 瀬 章	南宇和郡愛南町城辺乙284

○愛媛県告示第998号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年9月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	小田河辺大洲線	大洲市肱川町山鳥坂376番 1 から 同町山鳥坂286番 2 まで 及 び 大洲市肱川町山鳥坂214番 1 から 同町山鳥坂286番 2 まで	旧	メートル 4.1～23.0	キロメートル 0.934	
			新	4.1～23.0 8.2～27.6	0.934 0.867	

○愛媛県告示第999号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成29年 9 月 1 日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	378号	西予市明浜町宮野浦甲1742番 1 地先から 同町宮野浦甲1674番 1 地先まで	旧	メートル 8.1～ 9.4	キロメートル 0.040	
			新	8.1～20.5	0.040	

○愛媛県告示第1000号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成29年 9 月 1 日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	378号	西予市明浜町宮野浦甲1742番 1 地先から 同町宮野浦甲1674番 1 地先まで	平成29年 9 月 1 日

公 告

○公 告

技能検定の実施について

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第 3 項の規定に基づき、後期技能検定の実施について次のとおり公示する。

平成29年 9 月 1 日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 実施職種及び等級の区分

技能検定は、次の表の左欄に掲げる職種について、同表の右欄に掲げる等級に区分して実施する。

職 種	等 級
鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金属プレス加工、工場板金、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造	特級
工場板金、機械検査、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空調和機器施工、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製に係るものに限る。）、和裁、製版、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、菓子製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、カーテンウォール施工、ガラス施工、機械・プラント製図、電気製図、金属材料試験（組織試験に係るものに限る。）及び塗装	1 級及び 2 級
製麺（機械生麺製造に係るものに限る。）、樹脂接着剤注入施工及びバルコニー施工	等級を区分しない
造園、機械加工、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、冷凍空調和機器施工、和裁、家具製作、建築大工、配管、型枠施工、鉄筋施工、機械・プラント製図及び電気製図	3 級

2 試験の方法

実技試験及び学科試験

3 実施期日及び実施場所

(1) 実施期日

ア 実技試験

平成29年12月4日(月)から平成30年2月18日(日)までの間において、愛媛県職業能力開発協会が指定する日

イ 学科試験

実施職種ごとに、次の表のとおりとする。

職 種	等 級	実 施 期 日
機械検査、電気機器組立て、婦人子供服製造(婦人子供既製服縫製に係るものに限る。)、配管、型枠施工、ガラス施工及び金属材料試験(組織試験に係るものに限る。)	1級及び2級	平成30年1月21日(日)
電気機器組立て、配管及び型枠施工	3級	
鑄造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金属プレス加工、工場板金、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造	特級	平成30年1月28日(日)
工場板金、自動販売機調整、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空調和機器施工、和裁、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、水産練り製品製造、防水施工、カーテンウォール施工及び機械・プラント製図	1級及び2級	
製麺(機械生麺製造に係るものに限る。)及びバルコニー施工	等級を区分しない	
造園、冷凍空調和機器施工、和裁、家具製作及び機械・プラント製図	3級	
半導体製品製造、空気圧装置組立て、製版、菓子製造、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、電気製図及び塗装	1級及び2級	平成30年2月4日(日)
樹脂接着剤注入施工	等級を区分しない	
機械加工、機械検査、電子機器組立て、建築大工、鉄筋施工及び電気製図	3級	

(2) 実施場所

愛媛県職業能力開発協会が指定する場所

4 技能検定受検申請書の提出期間

平成29年10月2日(月)から13日(金)まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

5 技能検定受検申請書の請求先及び提出先

松山市久米窪田町487の2 愛媛県産業技術研究所管理棟2階

愛媛県職業能力開発協会

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第7号

公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年9月1日

愛媛県公安委員会委員長 増田 吉利

公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則(平成17年愛媛県公安委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
<p>(職の指定)</p> <p><b>第2条</b> 条例第19条第2項第1号ウの公安委員会規則で定める職は、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する警察官以外の職員をもって充てる職とする。</p> <p><b>別記様式</b>(第1条関係) 個人情報取扱事務登録簿</p> <table border="1"> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>基本的事項</td> <td>個人番号 識別番号 氏名 性別 生年月日・年齢 住所 電話番号 国籍・本籍 その他( )</td> </tr> </table>	省略		基本的事項	個人番号 識別番号 氏名 性別 生年月日・年齢 住所 電話番号 国籍・本籍 その他( )	<p>(職の指定)</p> <p><b>第2条</b> 条例第17条第2項第1号ウの公安委員会規則で定める職は、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する警察官以外の職員をもって充てる職とする。</p> <p><b>別記様式</b>(第1条関係) 個人情報取扱事務登録簿</p> <table border="1"> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>基本的事項</td> <td>識別番号 氏名 性別 生年月日・年齢 住所 電話番号 国籍・本籍 その他( )</td> </tr> </table>	省略		基本的事項	識別番号 氏名 性別 生年月日・年齢 住所 電話番号 国籍・本籍 その他( )
省略									
基本的事項	個人番号 識別番号 氏名 性別 生年月日・年齢 住所 電話番号 国籍・本籍 その他( )								
省略									
基本的事項	識別番号 氏名 性別 生年月日・年齢 住所 電話番号 国籍・本籍 その他( )								

個人 情報 の 記 録 項 目	心身の状況	身体状況 _____ そ の他 ( )	
	省略		
	要配慮個人情報	人種 信条 社会的身分 病歴 犯罪の経歴 犯罪により害を被った事 実 心身の機能の障害 医師等により 行われた健康診断等の結果 医師等によ り行われた指導又は診療若しくは調剤 刑事事件に関する手続 少年の保護事件 に関する手続	
		省略	
		省略	
		省略	

注 省略

個人 情報 の 記 録 項 目	心身の状況	健康・病歴 障害 身体状況 _____ そ の他 ( )
	省略	
	思想、信条等	思想・信条 宗教 犯罪歴 社会的差別の原因となるおそれのある個 人情報 ( )
		省略
	省略	
	省略	

注 省略

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。